

田川市協働のまちづくり市民検討会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田川市協働のまちづくり市民検討会議運営要綱第8条第2項の規定に基づき、田川市協働のまちづくり市民検討会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の定員)

第2条 傍聴席の定員は、会議を行う会場（以下「会場」という。）の広さ等を勘案し、会長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、受付において田川市協働のまちづくり市民検討会議傍聴希望者受付簿（別記様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。この場合において、受付は、会議開催予定時刻の15分前から行うものとする。

2 会長は、前項の受付の先着順に前条で定める定員に達するまで、傍聴を許可するものとする。

3 前項の規定により傍聴を許可された者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催予定時刻までに、田川市総務部総合政策課又は安全安心まちづくり課の職員（以下「係員」という。）の指示に従って会場に入場するものとする。

(会議資料の閲覧)

第4条 会長は、会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとする。ただし、会長が、資料について公開すべきでない、又は準備することが困難であると認めたときは、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 大声、奇声等を発して会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) はち巻き又は腕章の類をする等威嚇的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなくてはならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

